

消費生活センターだより

第84号
令和3年10月

契約をする際には契約内容をよく確認しましょう！

トイレの修理、水漏れ・配管等の詰まりの修理、害虫駆除等、日常生活でのトラブルにおいて、事業者から高額な作業料の請求を受けたという消費者トラブルが増加しています。

【相談事例 1】

トイレが詰まり、インターネット広告に「料金 390 円から」と記載された事業者を見つけたため、電話で修理をお願いした。作業員が到着し、高圧ポンプで 10 分ほど作業した。解消されないで「便器を外して配水管を確認する。3 万円かかる」と言われ、確認後に「長年の汚れが蓄積して詰まった。通貫作業が必要で 20 万円前後かかる」と言われた。その後も再発防止の対策等を含め、合計で約 55 万円の契約書を渡された。「現金で支払えば 50 万円に値引き」と言われ、少しでも安くなればと思い、ATM で現金を引き出しその場で支払った。

【相談事例 2】

トイレの給水ホースから水が漏れているのに気づき、インターネットで修理業者を探した。「料金 950 円から」と広告していた事業者に電話をし状況を伝えたところ「3 万円をこえることはない」と言われたので、自宅に来てもらうことにした。状況を見てもらったところ、合計で 15 万円になるが、このままにしておくと数百万の修理が必要になると言われ、契約をした。

【アドバイス】

- ◇ インターネット上の広告の金額表示をうのみにしないよう気を付けましょう。
- ◇ 実際に水漏れなどのトラブルが起こった時を想定し初期対応について調べておきましょう。
- ◇ 契約を急かされる、当初想定していた料金とかけ離れた作業を提案される等、少しでも違和感があるときは作業を断るようにしましょう。
- ◇ トラブルにあった場合は、消費生活センターにご相談ください。

「こころ」と「いのち」と「おかね」の相談会

法律問題やこころの悩みに対し司法書士・臨床心理士・精神保健福祉士が相談に乗ります。

日時：11月20日(土) 午前10時～午後3時 ※要事前予約

場所：いいおかユートピアセンター

問い合わせ・申し込み先：千葉司法書士会 Tel043-246-2666

消費生活相談・多重債務相談 《相談無料・秘密厳守》

旭市消費生活センター 旭市二の2132番地

月曜日～金曜日(平日) 午前9時～正午・午後1時～午後4時

直通電話 0479-62-8019

